

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 新成人の皆さまへ 国民年金に加入しましょう！

今月の年金相談

**1月16日(木)**

10:30～12:00

13:00～15:30

**完全予約制**

次回は2月13日(木)です。

**役場第1・2会議室**

### ○国民年金に加入しましょう！

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、一部の人々(※)を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。

※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人

### ○まず何をすればよいのか？

#### ①「国民年金被保険者資格取得届書」を提出します

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を明記し、役場または各支所、函館年金事務所に提出してください。

#### ②「年金手帳」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。また、就職の際に勤務先へ提出することもあります。大切に保管してください。

(厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方(していた方)には送られません)

#### ③「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください。(ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料)保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

### ○保険料を納めることが難しい時は……

保険料を納めることが経済的に難しいときは、「学生納付特例制度」か「納付免除・納付猶予制度」の手続きを行きましょう。役場または各支所、函館年金事務所にて受け付けています。

#### ①「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

#### ②納付免除・納付猶予制度

ご本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

また、学生を除く50歳未満の方で、ご本人、配偶者それぞれの前年等の所得が一定額以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112(内線245) ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。